

医療保険訪問看護における オンライン資格確認及び オンライン請求について



医事コンピュータ部会
介護システム委員会 副委員長
(株)カナミックネットワーク)

いしかわ りゅうた
石川 竜太



医事コンピュータ部会
介護システム委員会 副委員長
(株)日立システムズ)

たかはし かずひこ
高橋 和彦



医事コンピュータ部会
介護システム委員会 医療訪問看護報酬改定対応WG サブリーダー
(株)南日本情報処理センター)

いまむら まさのり
今村 将訓

1. はじめに

これまで訪問看護ステーションにおいては紙レセプトでしか訪問看護療養費を請求できず、データの収集・分析及び実態を把握するのが難しい状況でした。オンライン資格確認においても患者・利用者宅へ訪問してから資格情報の確認を行う必要があり、既に導入が進められている医療機関等とは違う新たな仕組みが必要な状況となっていました。それらを背景として現在2024年6月開始に向け訪問看護ステーションに導入が進められている医療保険訪問看護オンライン資格確認及び訪問看護療養費のオンライン請求についてご紹介します。

2. オンライン資格確認

1) オンライン資格確認の概要

医療DXにおける「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速等」の工程において2024年12月2日の健康保険証の廃止が予定されており、患者の医療保険における資格情報等をマイナンバーカードを使用して取得する仕組みが必要となっています。

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕では2024年秋と記載されていますが2023年12月22日の閣議で12月2日に廃止と示されました。

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

| | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2026年度～ (令和8年度～) |
|-------------------------|--|-------------------|-------------------|---------------------|
| マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速等 | ▼保険医療機関等のオンライン資格確認の原則義務化 | | | |
| マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速等 | 訪問診療等、柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師の施設等でのオンライン資格確認の構築 | 運用開始 | ○令和6年秋 ・保険証廃止 | |
| | スマホからの資格確認の構築 | 運用開始 | | |
| | 生活保護（医療扶助）のオンライン資格確認対応 | 運用開始 | | |

図1 医療DXの工程表（一部抜粋）

[引用] 医療DX推進本部（第2回）資料3 医療DXの推進に関する工程表（案）（全体像）より（一部抜粋）

医科・歯科・調剤においては既にオンライン資格確認の導入が進められていますが、患者宅へ訪問してから資格情報の確認を行う必要があり若干仕組みが異なるため、医科・歯科・調剤の仕組みをそのまま使うことができなく、現在システムの構築が進められています。

医療保険訪問看護の場合、患者が訪問看護ステーションに来ることは無く、訪問看護ステーションの看護師等が患者の居住地に赴きます。そのためモバイル機器を用いたオンライン資格確認の仕組みとなっています。

居宅同意取得型

訪問看護におけるオンライン資格確認の仕組み案（概要）

- 初回訪問時のマイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報等の提供に関する同意は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
- 訪問看護では医療関係者が利用者宅等を訪問することから、利用者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、2回目以降は、当該訪問看護ステーションとの継続的な関係のもと訪問看護が行われている間、訪問看護ステーションにおいて再照会機能（※）を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。
- ※ あらかじめ訪問看護ステーションにおいて、初回にマイナンバーカードの本人確認により取得した利用者の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能。

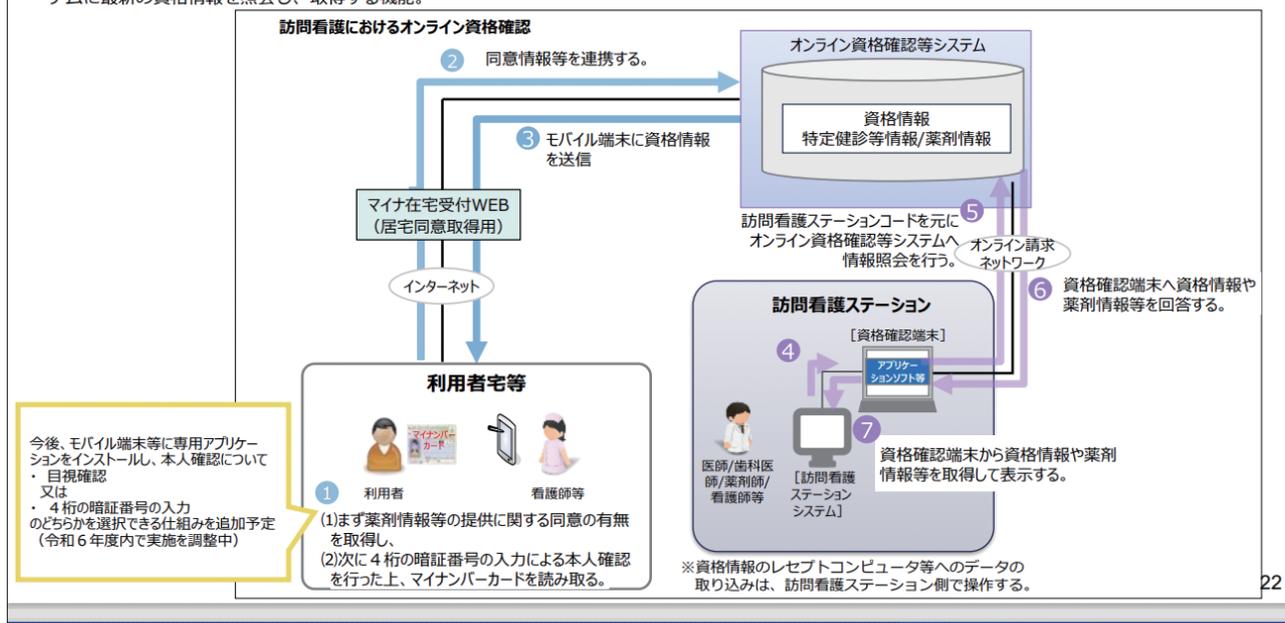


図2 訪問看護におけるオンライン資格確認の仕組み

[引用] 厚生労働省 訪問看護ステーションにおけるオンライン請求・オンライン資格確認の導入に関するオンライン説明会 資料22ページより

現行の資格確認の運用では、

- (1) 看護師等が患者を訪問した際に、保険証を目視確認し保険証のコピーや保険証を撮影して情報を持ち帰る
- (2) 訪問看護ステーションに戻った後、コピーや撮影した保険証の情報を元にレセプトコンピュータに入力する

という作業でしたが、オンライン資格確認が始まった後は、

- (1) 看護師等が患者を訪問した際（基本初回訪問時）に、患者から訪問看護ステーションに対する資格情報の提供や薬剤情報提供等の提供の同意を得るその際に患者のマイナンバーカードを読み取り本人確認行う
- (2) 訪問看護ステーションに戻ってきた後にオンライン資格端末にて資格情報を入力し、レセプトコンピュータに取り込む等して、レセプトコンピュータ上の患者情報を更新する

に変わります。

保険証情報を持ち帰る際に紛失するリスクが減ることや、持ち帰った保険証情報を手入力ことによる入力誤りや手間が減ることがメリットと言えます。

尚、マイナンバーカードを用いた本人確認は初回訪問時のみ行い、毎回のサービス提供時には本人確認は行わない点も医科・歯科・調剤と大きく異なります。

2) オンライン資格確認の導入スケジュール

診療報酬改定が2024年6月からになったことを受け、2024年6月からの開始が予定されています。

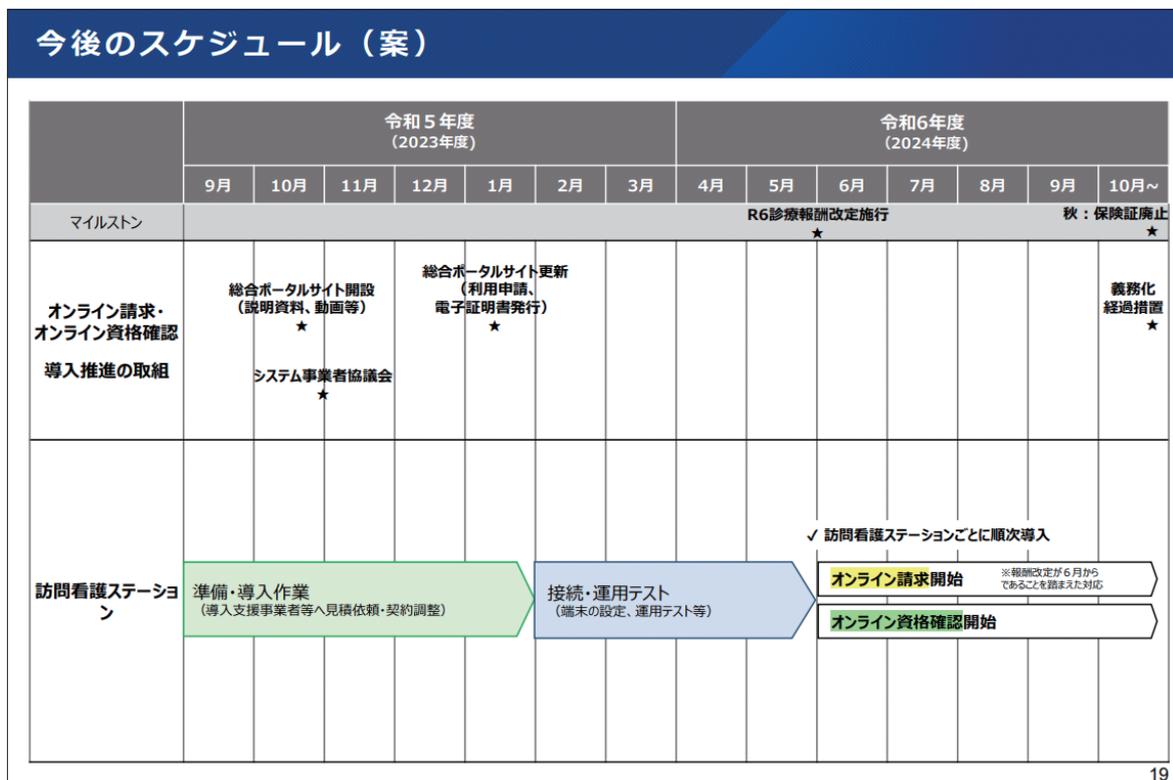


図3 オンライン資格確認スケジュール（案）

[引用] 厚生労働省 訪問看護ステーションにおけるオンライン請求・オンライン資格確認の導入に関するオンライン説明会 資料19ページより

3) 医療保険訪問看護における課題等

訪問看護を受ける患者は高齢者、認知症患者も多く、マイナンバーカードの取得や、4桁の暗証番号入力による本人確認ができるかが懸念されます。

令和6年度中に4桁の暗証番号による本人確認の他に目視による本人確認が行えるようになる見込みであり早期の導入が期待されます。

3. 医療保険訪問看護のオンライン請求

1) オンライン請求の概要と効果

医療保険訪問看護において2024年6月提供分から、オンライン請求が開始されます。オンライン請求とは、セキュリティが確保されたネットワーク回線を通じて、電子的に作成したレセプトデータを審査支払機関に送付することです。このオンライン請求は医科・歯科・調剤では既に実施されています。

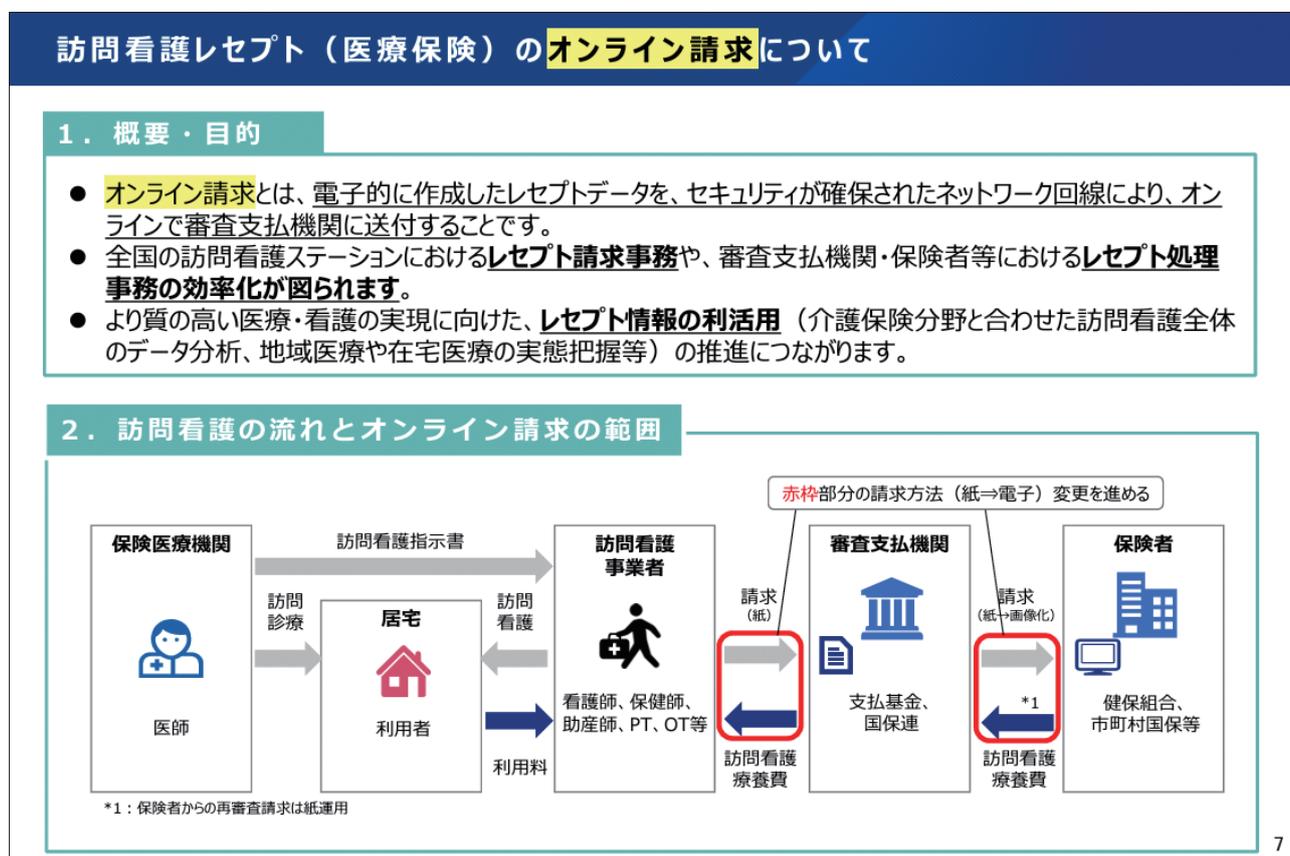


図4 訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求について

[引用] 厚生労働省 訪問看護ステーションにおけるオンライン請求・オンライン 資格確認の導入に関するオンライン説明会 資料7ページより

オンライン請求により、以下のような効果が期待されています。

- ・レセプトの印刷・発送作業が不要となります。
- ・レセプト請求の受付時間が延長されます。
- ・資格過誤による返戻レセプトが減少します。
- ・審査後に返送される還元帳票が電子データで一元管理できるようになります。

2) スケジュール

オンライン請求とオンライン資格確認は一体的に進められており、2023年10月には総合ポータルサイトが開設され、訪問看護ステーション向けにも説明動画などが公開されました。2024年1月には総合ポータルサイトで利用申請と電子証明書の発行が開始されます。2月からは接続・運用テストが行われ6月の診療報酬改定施行に合わせてオンライン請求が開始されます。また、経過措置が設けられますが、図3に示されている通り、2024年秋には義務化される予定です。

3) 医科、歯科、調剤と訪問看護との違い

医科・歯科・調剤と医療保険訪問看護の違いとして、医科等はオンライン請求が開始されてから義務化まで数年の間があり、返戻再請求のオンライン化についてもオンライン請求開始と同時にではなく、徐々に進められてきました。一方、医療保険訪問看護についてはオンライン請求開始から義務化までの間が短く、返戻再請求のオンライン化も同時に開始されるため、非常にタイトなスケジュールでの対応が要求されています。

介護保険と医療保険訪問看護の違いとして、請求に使用するネットワークが異なります。介護保険は通常のインターネット回線で請求が行えますが、医療保険訪問看護は医科・歯科・調剤と同様にIP-VPN接続方式もしくはIPsec+IKE接続方式での環境が必要となります。そのため介護保険での請求を行っている事業所についてもオンライン請求用のネットワーク環境の準備が必要となります。

4) 課題

オンライン請求システムの使用にあたって、訪問看護ステーションごとに電子証明書およびオンライン請求用端末を用意することが求められています。しかし、介護保険の場合、複数の訪問看護ステーションを抱える法人では、事務センターなどで複数ステーションの請求事務を一括で行っているケースがあります。そのため、医療保険請求では同様の対応ができないことに懸案があります。

また、回線の問題や端末の問題など、何らかの理由でオンライン請求が実施できない場合、CD-Rなどのメディアを使用した請求方法が示されておらず、コンティンジェンシープランはどのようになるのか懸念されています。

4. JAHISとしての活動

JAHISとして2017年より厚生労働省が主催する「訪問看護レセプト電子化 関係者検討会議」へオブザーバとして参加してきました。

他にも関係団体と適宜意見交換するなどして情報収集と会員の皆様への情報発信を行って参りました。

また、会員の皆様から頂いた疑義について厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金等の関係機関への照会及び回答のとりまとめ等、制度開始に向けた会員の皆様の準備をサポートする活動を行って参りました。

5. さいごに

制度開始まで残り僅かとなってきましたが、運用が見えてくると新たな課題も今後発生してくると予想されます。

今後も関係団体との意見交換の実施、関係機関への疑義照会等を行い、会員の皆様の制度対応が円滑に実施できるように尽力して参りたいと思います。